

都道府県意見集約の結果

資料－3

(※1～3頁まではコメント対応意見、4～5頁はマニュアル反映意見)

連番	章・節番号	旧ページ	現ページ	対応区分	意見とその理由	回答
1	1－1	P1	P1	10年概成について	本マニュアル（案）によると「10年程度で概成させる。」とあるが、公共下水道とすべき市街化区域を整備するにも15～20年程度必要となる地域もあることから、地域の実情に合わせた事業期間とすることができると、柔軟性を持った構想が可能となるようなマニュアルとしていただきたい。	都道府県構想では、未だに汚水処理施設が整備されていない約1,500万人の国民の皆様へ早期に汚水処理施設を整備するため、経済比較を基本としつつ、今後10年程度を目標に、「地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」を目指した整備区域の設定（第4章）をしていただきたいと思います。 ただし、設定した整備区域の中で各種汚水処理施設の整備に長期間要する地域については、早期の汚水処理施設が概成可能な手法を導入する等の弾力的な対応についてアクションプラン（第6章）の中で検討していただきたいと思います。
2	1－1	P1	P1	都道府県構想の目的	「今後10年程度を目標に、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」とあるが、流総計画は概ね20～30年を目標としている。どのように整合を図るのか。また、「概ね完了」とは、どの程度をさしているのか。	都道府県構想を見直した場合には、その後の流総計画の見直しの際に、都道府県構想（第4章で設定した整備区域）と調整を図っていただくようお願いします。 なお、「汚水処理の概成」とは、必ずしも高度処理化を概成させるという意味ではありません。
3	1－1	P1	P1	経済比較の様式	「構想策定にあたっては、経済比較を基本」と記載しているが、マニュアルにおいて様式が示されていないため、示してもらいたい。また、過度な負担にならないような様式をお願いしたい。	比較表を掲載しています。
4	1－2	P3	P3	関連計画との整合	関連計画と策定年次が異なること等により、都道府県構想と基本方針や数値等が整合しないことも想定される。その場合、関連計画との整合をどのように取り扱えばよいか。	都道府県構想を見直した場合には、その後の流総計画の見直しの際に、都道府県構想（第4章で設定した整備区域）と調整を図っていただくようお願いします。
5	1－2	P3	P3	流総計画との整合	下水道と浄化槽の区域を設定するにあたって、公共用水域の水質保全の観点から、既存の流総との整合についてはどのように考えればよいか。	
6	1－5	P7	P7	都道府県構想策定時における都道府県と市町村との役割分担	策定フロー（案）において、「汚泥処理に関する基本的方針（第7章）」が都道府県と市町村作業として入っているが、整備手法の選定にどのように反映することを想定しているのか。	汚泥は汚水処理を継続する上で継続的に発生するものであって、汚泥の最終的な処理（利活用やその費用比較等による汚泥処理区域の最適化）を踏まえ、汚水処理施設の配置及び構造を検討していただきたいと思います。 そのため、本マニュアルでは策定フローの例（案）において汚泥処理に関する基本的方針（第7章）を第5章の前段としたところであります。
7	—	—	—	—	意見：10年以内に汚水処理施設の概成を目指す時と時間軸の設定の記載があるが、都道府県構想策定マニュアルの策定後、いつせいに都道府県構想の見直しが強制されるのでしょうか。 理由：当県では構想を今年度策定予定であり、見直しの強制があるなら、策定後すぐに構想を変更しなければならない可能性もあるため。	早急な見直しをお願いすることとなるが、既存の構想の内容をできるだけ活用する方向で見直しをしていただくことは可能であると考えています。
8	1－7	P9	P10	効率的な改築・更新や運営管理に関する整備の指標	効率的な改築・更新や運営管理に関する整備とは、何を指標として考えればよいか。	資料編として、ベンチマーク（指標）の一覧を参考に示す予定です。

連番	章・節番号	旧ページ	現ページ	対応区分	意見とその理由	回答
9	2-1	P10	P11	策定方針の理由の明確化	策定方針として、(1)早急な汚水処理施設の概成と(2)施設の効率的な改築・更新及び運営管理となっている。今回の構想策定マニュアルの見直しで、なぜ時間軸を導入し「早急な汚水処理施設の概成」を策定方針として位置づける必要があるのか、その理由の記述をお願いします。(事業実施年度の違い等から、市町村ごとに普及率が異なるため、今回一律に目標年度を設定するには理由が必要。)	理由は、前書きに記載する予定です。(以下、(案)の抜粋) 『平成24年度末の汚水処理人口普及率が88%を超え、残された地域に一刻も早く汚水処理施設を整備する必要がある、一方、既整備地区の増大した汚水処理施設ストックの老朽化対策や改築・更新が求められている。』
10	3-2	P19	P22	下水道区域内の浄化槽既整備区域	下水道計画区域内に浄化槽の既整備区域が出現する事が考えられるが、そのまま「浄化槽による既整備区域」として判断して良いか	下水道計画区域については、下水道による整備が完了した際に既整備区域となるため、浄化槽による既整備区域とはなりません。なお、下水道区域を浄化槽区域へ見直した場合は、浄化槽既整備区域となります。
11	3-3	P22	P31	管渠の耐用年数に関して	国の下水道施設の老朽化対策に関する検討では、管渠の標準的耐用年数を50年とし、これを超える管渠については、老朽化に起因した道路陥没等により都市機能等に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、早急に老朽化対策を講じていく必要があるとされている。一方、マニュアル(案)に調整中と示されている「集合処理の施設耐用年数」では管渠について50～120年となっている。集合処理の管渠は、道路下に埋設されることから壊れてから取り替えるという考えにはならない。耐用年数の50～120年は合理的でないように思えます。	マニュアルでも記載している通り、「参考となる年数については、各種法令に基づくものと施設の使用実績を示しているが、施設の使用実績は、気候条件や維持管理状況等により幅があるため、各地方自治体においてこれらの数値を参考に、地域条件、管理体制等を考慮の上、適切な年数を設定して用いることが望ましい」により設定していただきたいと考えています。
12	4-4	P27	P37	個人設置型と市町村設置型の区別について	実際の浄化槽設置費の負担が、個人か市町村かの区別がないため、集合処理と個別処理の費用比較が適切に行われなことが考えられる。そのため、費用比較の際の、個人設置型と市町村設置型の区別について掲載してほしい。	第4章では事業費全体について集合処理と個別処理のどちらの整備手法が経済的かを比較し、国の助成等を踏まえた整備手法の検討は第5章で行うこととしています。
13	4-4	P28	P37	個別処理への変更に伴う河川への影響検討に関して	経済比較により、集合処理から個別処理に変更すること、あるいは集合処理区域同士を接続することは、河川への影響が考えられるが、その検討はどうするのか。流総の変更も同時におこなうのか。	都道府県構想見直しにより河川の水質や水量に影響することも考えられるため、それらを含め総合的な判断を行う必要がある。流総計画についても適宜見直しをしていただきたいと考えています。
14	4-6	P30	P43	事務手続き事例について	補助金で整備した集合処理区域(既整備区域等)同士の接続等の具体的な事務手続きの事例を掲載してもらいたい。	検討を行う際に、個別にご相談ください。
15	5-1	P34	P47	浄化槽市町村整備推進事業について	集合処理が経済的な区域(全体計画区域)であっても、早期整備のために、浄化槽市町村整備推進事業を進めることは可能か。	浄化槽市町村整備推進事業の実施要綱に基づき、環境大臣が適当と認める地域であれば可能です。
16	5-2	P36	P51	農業集落排水事業における機能診断方法等に関して	・「老朽化の度合いや施設改築予定等の状況を的確に把握」するために農業集落排水事業において機能診断及び最適整備構想が事業化されているが、事業を実施せず(委託等の費用を投じることなく)「的確に把握する」方法を具体的に示していただきたい。 ・農集と公共下水の接続における実施フローについては事例集に記載されるようであるが、施設統合は重要と考えられ、その内容について充実させてもらいたい。	・「老朽化の度合いや施設改築予定等の状況を的確に把握」するために、農業集落排水事業の機能診断及び最適整備構想策定を活用していただきたいと考えています。なお、検討を行う際には、個別にご相談ください。

連番	章・節番号	旧ページ	現ページ	対応区分	意見とその理由	回答
17	6-1	P38	P53	汚水流入量の減少に応じた機動的な施設整備の導入について	「汚水流入量の減少に応じた柔軟かつ機動的な施設整備の導入」について具体例を示していただきたい。	事例集への掲載を検討します。
18	6-1	P39	P54	公設浄化槽制度の策定に関して	第4章で集合処理と設定したが、第6章で面整備に投入できる予算等を考慮した結果、概ね10年で概成が困難であり集合処理以外の早期概成が可能な手法となると公設浄化槽が一つの案として挙げられる。今後10年間を目処に汚水処理施設を概成させる為に、「公設浄化槽制度」を策定する事。と理解できるが間違いないか？	浄化槽市町村整備推進事業の実施要綱に基づき、環境大臣が適当と認める地域であれば可能です。
19	6-2	P40	P54	早期概成が可能となる手法について	市町村の財政事情等により10年以内に整備が概成しない地域において、早期概成が可能となる手法についての事例を掲載してもらいたい。	事例集への掲載を検討します。
20	6-2	P43	P58	広域的維持管理体制の整備事例に関して	小規模自治体において今後の経営計画、組織体制の運営にあたり広域的維持管理体制の整備は非常に重要と考えています。広域的維持管理体制の整備に関する事例を掲載してもらいたい。	事例集への掲載を検討します。
21	7章	P47	P63	汚泥処理の基本方針について	将来的な発生汚泥の効率かつ適切な処理を図る観点から、汚泥処理システムについての検討を行う上での基本方針を取りまとめるとあるが、基本方針について具体的な事例を示してもらいたい。	事例集への掲載を検討します。
22	7-1	P47	P63	汚泥処理の基本方針・計画について	・前回までのマニュアルでは「参考編」として汚泥処理の方針が記載されていましたが、今回のマニュアル案では基本方針の策定が必須となったとの理解でよろしいでしょうか？	第7章の汚泥処理の基本方針・計画については、生活排水処理の際に発生する汚泥処理の現状を把握することで、最適な汚泥処理方法や汚泥処理施設整備を検討する基礎となるものです。このことから、都道府県構想では、最低限汚泥処理の現状や処理に関する計画を取りまとめ、今後の処理の検討を行うとともに、汚水処理施設の整備・運営管理手法の選定のための総合的判断に活用していただきたいと考えております。 なお、汚泥処理施設に関する費用比較を行うことを妨げるものではありません。
23	8-2	P51	P67	ベンチマーク（指標）の具体的内容に関して	8-2で進行管理を行うのであれば、例ではなく、具体的なベンチマーク、目標指標を示していただきたい。	資料編にベンチマーク（指標）の一覧を参考に示す予定です。
24	全般	全般	全般	未整備区域の整備検討の具体的内容に関して	未整備区域の整備検討についての記載は多い（改訂前の見直し）が、追加項目（改築更新、汚泥の利活用等）についての作業内容に具体性が少ないので、追記してもらいたい。	事例集への掲載を検討します。

連番	章・節番号	旧ページ	現ページ	対応区分	意見とその理由	回答
25	まえがき 他				言い回し、誤字の修正 『都道府県が市町村と連携して都道府県構想を策定するための』に修正	いただいたご意見を採用します。
26	1—5	P6	P6		言い回し、誤字の修正 (都道府県の主な役割)の②の内容が読み取りにくい。⇒「都道府県が整備する下水道等の施設」へ変更する。	「都道府県が整備する下水道等の施設」とします。
27	1—6	P8	P8	点検・見直しの判断基準	点検方法や見直しを行う判断基準等について例示していただきたい。(「見直しの要因」については例示されている。)	箱書き部を「見直しを適切に実施できるよう方針を定める」から「見直しを行う判断基準等の考え方を示す」に修正。また解説についても、「点検時期、見直しを行う判断基準等を示した方針を」から「点検時期、見直しを行う判断基準等を示した考え方を」に修正しました。 なお、点検方法や見直しを行う判断基準等については、例えば、マニュアルに記載する予定の見直しの要因等を参考に定性的な判断基準(都市計画や土地利用の見直し等)もしくはベンチマーク(指標)による定量的な判断基準(施設の整備状況及び整備計画の都道府県構想からの乖離等)を地域の特性により選択の上、設定していただきたいと考えております。
28	1—6	P8	P8	進捗管理と点検・見直しの内容の明確化	点検内容は、都道府県構想の進捗状況、将来人口の想定値及び実績等と記述されているが、P51 8—2(2)目標達成に向けた進捗管理では、ベンチマーク(指標)による進捗管理となっている。 1—6 都道府県構想の点検及び見直し 8—2 都道府県構想の進捗状況等の見える化 毎年実施する進捗管理と5年ごとの点検、それぞれの関連性の説明がなく、不明確であり、都道府県構想を作成する際に苦慮すると思われる。 マニュアル全体として、関連性と統一性のある考え方でまとめていただきたい。	8-2(2)を1-6へ移動し、1-6は(1)進捗管理 市町村+都道府県、(2)点検・見直し 都道府県とします。よって、8-2は見える化のみとします。
29	2—2	P12	P13	生態系に関する調査のイメージ	「生態系に関する調査」のイメージが把握し難い。例示を願いたい。	(3)水環境の現況等の段落の下から2行目に(水生生物調査や希少動植物の調査結果の参照等)を追記しました。
30	2—2	P12	P13	水質保全の面からの検討について	水質保全の面からの検討について、どの程度の検討を想定しているか、具体的な例示をお願いしたい。(それぞれの整備手法において、汚濁負荷削減量を算出し、検討を行う必要があるのか。)	基本的な水質項目のデータや水利用の現況を考慮しつつ、汚水処理施設の整備や高度処理の導入等による流総計画の達成状況や、地域のニーズに応じた汚水処理施設の早期整備による水質改善効果などを勘案し、汚水処理施設選定にあたって総合的に判断するための材料としていただきたいと考えています。 (なお、4—7の「総合的判断」に水質保全が含まれるよう、「水質保全効果」を追記しました。あわせて、6—1の「事業実施優先度の検討」においても言及しています。) また、汚濁負荷削減量の算出は、各自自治体の判断により必要に応じて実施していただきたいと考えております。

連番	章・節番号	旧ページ	現ページ	対応区分	意見とその理由	回答
31	3-2	P18	P22	浄化槽による既整備区域について	浄化槽による既整備区域とは、浄化槽の整備率がどの程度の整備がなされている地区と考えて良いか。通常、概ね8割程度浄化槽で整備されていれば既整備区域と考えられるが。	浄化槽による既整備区域とは、浄化槽整備区域のうち浄化槽による整備が済んでいる区域を指すものである。なお、3-2の既整備区域等の定義を次のとおり修正しました。「下水道、集落排水、浄化槽等それぞれの整備区域において、既にその施設で整備されている区域及び周辺区域」
32	3-3	P22	P32	漁業集落排水施設について	表3-3集合処理区域となる場合の汚水処理施設整備事業の採択基準の目安のうち、漁業集落排水施設において、「北海道、離島、沖縄、奄美地方にあたっては、50人以上5,000人以下」の項目を追加して欲しい。	いただいたご意見の通り追記します。
33	6-1	P38~39	P53~54	第1章-7と第6章-1の整合について	第1章-7（将来フレームの設定）や第2章-1（策定方針の決定）において、「長期的な整備とは効率的な改築・更新や運営管理に関する整備」と記載されている。解釈の混乱を防ぐため、第6章-1においても上記を記載するなど整合を図ってもらいたい。	文章の整合を図りました。
34	7-1	P47	P63	解説との整合について	同ページの【解説】では、汚泥の利活用と広域的な観点からの処理は並列に記載されている。しかし、図7-1のフロー中、◆汚泥の利活用～の説明を見ると、広域的な観点が中心ととれる記載となっている。このため、【解説】と整合性を採るよう、図7-1のフロー中、◆汚泥の利活用～、の説明のうち、「◇広域的な観点から～」を「◇広域的な観点も踏まえ～」に修正いただきたい。	意見を踏まえ下記の通り修正しました。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>◆汚泥の利活用を踏まえた汚泥処理の計画の検討 ◆広域的な観点を踏まえ、都道府県と市町村が連携し、汚泥処理の計画を検討</p> </div>
35	8-1	P50	P66	市町村設置型の浄化槽整備事業の実施理由に関して	なぜ市町村設置型の浄化槽整備事業を行うのが説明不足と考えられるため、「集合処理から個別処理に変更となるための代替制度として」等の文を追加したほうがよいのではないかと考える。	②の最後の一文を「集合処理から個別処理へ計画変更を行う際に、市町村設置型の浄化槽事業を行う旨を説明し、汚水処理サービスが同等のものであることを理解いただいている例がある。」に修正します。